

No.	分類	年度	法番 / No.	期日 / 期会	概要	内容	事務用方針 / WT構成員向け確認事項	構成員回答の要否	構成員回答											事務局意見	事務局より質問
									A市	B市	C市	E市	F市	G市	H市	I市	K市	地方税共同機構			
32	帳票	償却		97	償却資産申告書等	出力条件：増減申告と全資産申告を別々に出力できること 上記について、事務局にて再度整理する。	【全団体】 帳票WT⑥で検討いたしました。全国意見照会No.97について、出力条件として不要とする方針ですが、問題ないか確認させていただきます。	●	承認した	よろしいと考えます。	問題なし。	問題ありません	帳票WT⑥で各市が回答されているような、「出力順序の指定・任意出力の機能」が確保され、「申告方法の別で出力する／しないを選択する」運用ができるのであれば、帳票そのものを別々に出力する機能は不要と問題ないと考えます。	都では、一般申告（前年度申告資産から増減した資産を申告する形式）及び増減申告（事業者が別途計算で行い、全資産明細を提出する形式）として、封筒に封入する帳票が異なります。出力条件：増減申告と全資産申告を別々に出力できることが、上記のものが、一般申告と増減申告で封入物を分けるという趣旨ならば、本件出力条件は必要です。	異議なし	増減申告を行う納税義務者に対しては、申告書発送時に増加資産用・減少資産用の帳票別用紙をそれぞれ封入しますが、全資産申告を行う納税義務者（のうちファミリー登録している対象者）については、納税義務者側で全資産明細を作成し提出することがあるため、申告書のみを送付しています。アウトソーシングで納品される申告書・明細書が、申告区分に応じて分類されていないと、封入作業の効率が大幅に下がります。勿論、申告区分に応じて両封物を区別しない（どの申告区分の納税義務者にも、全ての帳票を送付する。）運用すれば、問題ないかもしれませんが、紙の無駄です。全ての申告者がeTAXユーザーとなり、市から先申告データを送り紙の申告書は送らないうつになれば生じない問題であると思いますが、現状では、申告区分に応じた出力分は、まだ必要な機能ではないでしょうか。	特になし。	■回答集計 必要：2団体 G市、I市 不要（異議なし）：8団体 A市、B市、C市、E市、F市、H市、K市、地方税共同機構 ■事務局 事務局方針のとおりいたします。 (G市、I市) ・帳票出力時の山分け設定については、業務共通要件に以下のとおり要件化いたしました。 実装すべき機能 「～当該イーターズデータの出力においては、帳票印刷作業の都合に合わせて、当該帳票の出力項目も用いて山分け条件やソート順を任意に設定できること。…」 実装してもしなくても良い機能 「～当該帳票の出力項目以外のデータ項目を用いて、山分け条件やソート順を任意に設定できること。…」 申告区分（全資産申告、増減資産申告）については、償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の出力項目以外のデータ項目（申告する事業者が記入する）であるため、実装してもしなくても良い機能の中での実装（実装有無はベンダに委ねられる）と整理いたします。			
33	帳票	償却		168	大臣・知事配分一覧表	出力条件：対象となる期別を指定できること。 上記について、K市、意見照会市に必要性を確認する。 基本的には反映しない方針である。 ※E市、F市から送って必要性への回答が来る可能性あり。	【K市】 帳票WT⑥で検討いたしました。全国意見照会No.168について、「大臣・知事配分一覧表」の出力条件として「対象となる期別を指定できること。」は、不要とする方針ですが、問題ないか確認させていただきます。	●	承認した	よろしいと考えます。	問題なし。	問題ありません	異議なし。	異議なし	不要と考えます。	問題ありません。	特になし。	■回答集計 異議なし：全団体 ■事務局 事務局方針のとおりいたします。			
35	機能	償却	3.1.2	2508	償却資産課税台帳の複数年度を対象とした修正（更正）処理	以下のおり、要件を修正する方針、システム上の実現可否についてAPPLICに確認。 「3.1.18.にて要件化済みの想定ですが、「前年度で入力した一品情報も過年度に複写する」の意味合いをくみ取れようとするため、以下のとおり追記したいと思います。 「過年度修正時に複数年度（現在年度含む。）を選択して、償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）できること。」 「」	APPLIC既TFにも確認した結果、3.1.18.の機能を以下のとおり修正いたします。 修正前 「過年度修正時に複数年度を選択して、償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）できること。」 修正後 「複数年にわたる更正の際は、現年（または過去年）に登録した情報に基づき他年度へ複写登録できること。」 <影響範囲の範囲> 償却資産において、申告課税資産等について一品情報を過年度に複写入力する機能を仕様に含めるために以下のとおり要件を修正する方針です。 これについて、仕様化された場合は実装をご検討頂ける内容か、技術的に可能な仕様となっているか、課題など、ご意見を頂戴できると幸いです。 全国意見照会時の固定資産税 機能要件3.1.18. 過年度修正時に複数年度（現在年度含む。）を選択して、償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <APPLIC既TF> ご指示の修正案では、操作性について制限される実現と受け取れます。複数年度に複写するの目的であるならば、「複数年にわたる更正の際は、現年（または過去年）に登録した情報に基づき他年度へ複写登録できること。」としてはいかがでしょうか。												事務局方針のとおりいたします。		